

【研究ノート】

産業遺産の保存と活用のための地方公共団体の取組み ——新居浜市における別子銅山産業遺産の保存・利活用を 例として——

上代 庸平

Musashino University Creating Happiness Incubation 研究員 武蔵野大学 法学部 教授

要約

地方公共団体による産業遺産の保存と活用のための取組みのあり方については、「産業遺産」の概念が必ずしも明確でないこと、また産業遺産が通常の文化財・文化遺産とは異なる特性を有することから、維持保存のための措置や地域資源としての活用の方向性が区々になっている現状がある。本稿では、新居浜市における別子銅山産業遺産の保存と利活用に関する現地調査の結果から、「産業遺産」の意義については「近代化遺産」と互換的に理解しうること、産業遺産の価値は地域に根付いた産業発展と結びついており、その維持保存と利活用には地方公共団体の積極的な発意が必要であること、地方公共団体による産業遺産の保存や利活用については所有者等の権利者や住民の意思と感情に対して慎重である必要があること、そして、産業遺産に適用されうる補助や支援の諸制度についての積極的な活用が必要であることを示すとともに、地方公共団体による産業遺産に係る法制度の将来的な整備の必要性についても言及した。

1. はじめに

本稿は、地域における産業遺産の保存及び利活用については、産業遺産の意義と特性に着目した地方公共団体の取り組みが必要であるとの観点から、愛媛県新居浜市における別子銅山産業遺産の保存と利活用を例にとり、その前提条件と必要な制度的基盤のあり方について、若干の考察を行おうとするものである。

2. 「産業遺産」の概念の生成と展開

(1) 「産業遺産」の用語法

産業遺産の定義については、概ね近代における産業革命以降に興された産業の在り方を伝える遺構や遺跡、又は資産をいうものとの理解が一般的であるが¹、「産業」の意義が必ずしも確定的ではないこと、また、産業の発展史の上で近世と近代の区別が相対的であるために必ずしも時間的な区分が明確にならないことなどから、統一的な定義が与えられているわけではない。それゆえ、これらの遺構・遺跡・資産を指す用語としては「産業遺産」の他にも様々な用語が存在している現状がある。

（２）「近代化遺産」——文化庁「近代化遺産に関する総合調査」

この産業遺産については、日本においては特に明治以降における西洋技術の導入による産業の近代化の足跡を示す遺構や物件であって、特に鉱工業の発展に関するものというイメージが定着しているが、このようなイメージは、1990（平成2）年から文化庁の事業として全国の各都道府県において行われた「近代化遺産に関する総合調査」²の中で用いた「近代化遺産」という造語に由来するものと考えられる。この「近代化遺産」という語は、建築物や構築物の保存を念頭に置いて創り出されたものであるとされ³、その対象としては「主として近代的技術によって造られた産業・交通・土木に関する構築物」という広い定義づけがなされていた⁴。この広い定義づけゆえに、現場における調査の実施に際しては、何を近代化遺産として扱うのか、またどのように調査対象を特定・分類するのかという混乱が生じる一幕もあったようであるが⁵、初期に公表された総合調査報告書にならう形で、当初想定された工業や鉱業のみならず、近代産業に関連する農林水産業や商業・金融などの産業関連、産業の発達を支えた運輸交通・通信関連、そして産業発展に伴う地域の生活基盤を形成した行政・教育・生活の関連、また軍事関連など、各都道府県においてそれぞれの地域性や歴史を加味した分類が行われ、建造物のみならず構造物・機械類といったハード面のみならず、また設計図などの関係文書などソフト面をも含めた「近代化遺産」が各地においてリストアップされた。また、この総合調査においては、各都道府県においてリストアップされた近代化遺産のうちから重要なものを、国の重要文化財として登録していくというプロセスが並行して進められていた点が重要である⁶。こうして、リストアップされた近代化遺産は新たなタイプの

文化財として保存され、地域の文化政策の対象として保護や活用が図られるようになった⁷。近代化遺産という概念それ自体の妥当性や機能の検討に立ち入ることは本稿の任務ではないが⁸、近代産業の遺構や遺物は、通常の文化財と異なって文化的価値が理解されにくいことも珍しくなく、保存や活用に向けた動きがとりにくかった事情が存在していたところに、文化財としての価値と文化政策の対象としての意味付けを与えたことの意味は、過小評価されるべきではない。

このようにしてリストアップされた「近代化遺産」については、地域においても条例に基づく有形文化財として保護し、また 1996（平成 8）年の文化財保護法によって創設された国の登録有形文化財制度のもとで登録・保存を図る動きが盛んに見られる。これらの法制度を活用することで、所有者又は管理者は管理・修理・公開に関する国及び地方公共団体の支援ないし援助が受けられるようになるほか、当該物件に関する国税及び地方税についても軽減や免除の措置を講じられることになるため、規模が大きいことが多くまた稼働資産も含まれ得るという近代化遺産の特性からして、その効用は大きいであろう⁹。こうして見ると、近代化遺産の定義づけのいかん及びその意味づけについては議論の余地が存在することは事実であろうが、「近代化遺産」という概念が設定されたこと自体に、以下の 2 つの意義を認めることができる。すなわち、第一に、従来の法的ないし歴史的な「文化財」のカテゴリーの下で近代産業に関する遺構を包括的に保存対象として扱うことを可能にしたこと、第二に、さらにはその保存及び活用に向けた社会の意識を喚起したこと、である。こうして、産業遺産は我が国においては「近代化遺産」という概念の下で広く分布する近代化の足跡を広く取り込み、新たな文化政策の対象としての位置を占めるようになったのである¹⁰。

本稿は、地域における産業発展の足跡を示す物件の保存や活用に関する地方公共団体やその他の地域主体の動きに関する調査結果を報告するものであり、そこで対象となっている物件が必ずしも「近代化遺産」に重なるものであるとは限らないことから、より一般的な「産業遺産」の語を用いるが、その定義内容としては概ねこの「近代化遺産」と互換的なものとして捉えていることを明らかにしておく。

（３）「近代化産業遺産」——地域資源の発掘と活用

近代化遺産と類似した取り組みとして、経済産業省によって2007（平成19）年から翌年にかけて行われた「近代化産業遺産」の選定事業がある。近代化産業遺産は「産業近代化の過程を物語る……建造物、機械、文書など」であって、「国や地域の発展においてこれらの遺産が果たしてきた役割、産業近代化に関わった先人達の努力など、非常に豊かな無形の価値を物語る」ものを選定し、もって地域活性化に役立てようとするものであった¹¹。

文化庁の近代化遺産と比較した場合、「近代化産業遺産」の特徴は、以下の2点にある。

第一に、近代化遺産は文化財保護政策として位置づけられる事業であるのに対し、近代化産業遺産は「先人の歩み」を地域活性化に結びつけようとする試みである¹²。第二に、近代化遺産は構造物や物件単位での保存を図ることを目的とし、物理的なまとまりを基準としてリストアップがなされているのに対して、近代化産業遺産は各地域における産業遺産の価値の普及を可能な限り進めることを目的としており、産業史や地域史のストーリーごとに複数の物件をまとめている¹³。

近代化産業遺産の選定は、2年間で終了しているが、ストーリーは正33・続33の66を数え、それらのストーリーを構成する物件の総数は1378に及ぶ¹⁴。文化庁の近代化遺産総合調査事業が進行している中での選定がなされ、また地域における活用がその選定基準に含まれていたことから、近代化産業遺産の選定時点における文化財としての登録状況を見ると、国指定重要文化財が124件、登録有形文化財が157件であり、地方公共団体の有形文化財として指定されているものを含めると、割合では全体の27.1%に及んでいた¹⁵。これらの物件については、近代化産業



（図1）近代化産業遺産のプレート
の例（福岡県北九州市門司区、旧門
司税関）。当建物は復元建築物である
が、門司港レトロ地区の中核的な地
域資源としての価値に基づき認定さ
れた。2022年2月撮影。

遺産として経済産業大臣に認定されたことを示す認定証とプレートの付与が行われ（図 1）、また同事業の成果として発行された「産業遺産保存・活用好事例集 33『私ならこうする』：近代化産業遺産の活用のために」（2009 年）及び「近代化産業遺産『観光』活用ガイド」（2010 年）を通じたヘリテージツーリズムなどの活用手法の啓蒙や地域おこしに向けた啓発が行われた。

近代化産業遺産については、地域において活用されるべき「資源」としての産業遺産の価値に目を向けた点に意義を認めることができ、また単独での利活用や文化的価値の把握が困難であるという産業遺産の特性に着目して、「ストーリー」という繋がりをもとにした地域資源ないし地域文化財としての価値の発掘を可能にしたことは、産業遺産の保存及び利活用にとっての画期的な意味づけをもつものであったと評価することができる¹⁶。

（４）「日本の 20 世紀遺産」——未来の世界文化遺産？

産業遺産にのみ着目したものではないが、国際機関との連携と地方公共団体の保存・利活用に向けた動きに関連する活動として、日本イコモス国内委員会による「日本の 20 世紀遺産」の選定がある。

20 世紀に建造された建築物や構造物は、同世紀における技術の飛躍的な発展に伴って、私たちの生活を大きく変えるほどの価値と意味を有するものが多い一方、通常の文化財や 20 世紀より前の世紀の建築遺産とは異なって比較的新しいものや現用であり続けているものも多いことからその価値が理解されにくいという特性がある。また保存や保全についても、前世紀までの建造物とは異なってコンクリートが用いられたり開発途上であった資材が用いられたりしているために、修復が困難であったり、また修復が可能であっても不十分にとどまる状況に置かれているものも少なくない。

このような現状に鑑み、ICOMOS に設置された 20 世紀遺産のための国際学術委員会(ISC20C)は、2011 年 6 月のマドリードにおける国際会議「20 世紀建築遺産のための介入的手法—CAH 20thC（Intervention Approaches for the Twentieth Century Architectural Heritage – CAH 20thC）」において、20 世紀の建造物の保全と保存に関する懸念を表明すると共に積極的な取り組みを求める文書を採択し、各国当局や文化財保護・研究機関の行動を求めた¹⁷。このマド

リード文書は、20 世紀の建築遺産についても、通常の遺産基準に基づいて文化的な意義や重要性を評価すべきこと、また周囲の景観をも含めて価値の識別や評価が行われるべきことを謳い、各国に「積極的な 20 世紀建築遺産の目録の作成」を求めるものであった¹⁸。これに基づいて ISC20C は、常時参加の 30 カ国に対して、20 世紀遺産の多様性を議論するための資料として、各国における 20 世紀遺産を 20 件選定して提出するよう求めた。この 20 世紀遺産は、20 世紀の建築遺産について、将来的な世界文化遺産としての継承を目したものであることが特徴的であり、従って従来の世界遺産と同様の文化的・歴史的価値の上での評価基準を（将来的に）満たしうるものを対象とし、そしてそのような 20 世紀の建築遺産の特性に重点を置いて、保存や利活用のための行動を促すものであるといえる¹⁹。2017 年のニューデリーにおける国際会議において、マドリード文書の第 3 版となるマドリード・ニューデリー文書が採択されたが²⁰、同文書はマドリード文書以降の協議を反映して、保存計画過程の実施についてより立ち入った記述をしており、例えば介入の前に 20 世紀遺産の文化的意義を評価・理解し、その同一性を維持すべきことを求め（2.1）、またその同一性の保持に当たっては第一次資料を始めとするアーカイブ・記録資料の適切な作成と保存を具体的な方策として示す（2.2 及び 2.8）など、産業遺産に関する保全の基準としても有用性の高い指摘を含んでいる。

このような ISC20C の一連の動きのもとで、日本では日本イコモス国内委員会が、2013 年から 2017 年にかけて選定作業を行った。選定基準としては ICOMOS の基準に従い、基本的には世界遺産の評価基準に則って行われたが、そこでは 20 世紀遺産としての重要性や保存状況等の考慮要素が加味された。具体的には、①20 世紀に新たに誕生したもの、②19 世紀までにあり、20 世紀に進化・展開したもの、③歴史上の事件を象徴するもの、④伝統と 20 世紀遺産の対比・融合の諸点を考慮するとともに、これらの諸点との複合的な視点として⑤「日本」という地域性をあらわしているもの、という点を加えられた²¹。この視点に則って選出された 20 世紀遺産は、21 件であり²²、例えば東海道新幹線のような 20 世紀が生み出したインフラそれ自体や、また西条の酒造施設群（広島県東広島市）のように 20 世紀まで継続発展してきた伝統産業の仕組み及びその景観のような、システムないし地域といった一定の広がりをもって選定されて

いることが特徴的である。いずれも世界文化遺産となった物件と同じように主要施設・コアゾーンとバッファゾーンを指定することで、景観やその物件の置かれた環境の維持保全の重要性に配慮するとともに、従来の文化財の枠にとらわれずに現用の資産や関連施設をも広く捕捉するようになっている。

この 20 世紀遺産の取り組みは、既に所有者や管理者、地方公共団体においてなされている維持保存並びに活用の努力と重なるところもあるが²³、国立代々木屋内総合競技場のような、一般的には未だ文化財・文化遺産としての保存の対象とは一般に捉えられていないものや、瀬戸大橋や関門トンネルといった現用の稼働資産をも含めて対象として捉えることで、国際的な必要性の視点から、将来における「産業遺産」としての価値の保全に向けた社会意識を喚起する取り組みとして意味があるものと評価できる。とりわけ、マドリード・ニューデリー文書において第一次資料を含めた文書資料のアーカイブ化の観点が示されたことは、常にシステムとしてのメンテナンスと現状変更を余儀なくされる物件にとっては特に重要であり、所有者・管理者だけでなく開発主体、そして文化財保護に関係する機関の努力が期待されよう。

3. 産業遺産の特性と通常文化財との差異

(1) 産業遺産の特殊性

産業遺産については、近代化遺産、近代化産業遺産そして 20 世紀遺産のいずれにおいてもその意義が問題になったように、通常文化財や文化遺産とは異なる特性をもつ。例えば、産業遺産の保存や利活用に関する先進国の一つであるドイツでは、文化財保護にあたる自治体（又は州）²⁴が産業遺産の保護を行うに当たり、以下の 6 点が産業遺産の特性として留意されるべきであるとされている²⁵。

—保護対象の規模

—保護対象の所有者（大企業又は国である場合など）

—放棄され、又は長期にわたり使用されていないことがある

—保護対象の稼働の必要性

—保護対象が良好な立地・状態にある場合には、投資の対象となる

—住民の特定の感情との結合が見られることがある

第一の「規模」については、産業遺産となるべきものがいかなるものであるかをイメージすれば容易に理解できよう。産業遺産となるのは通常は建造物や構築物であったり、ひいてはそれらを含む産業システムであったりするため、通常の芸術品や単一の建築物を保存するのに比して規模が圧倒的に大きくなることが多い。そのため、保存の措置を講じるに当たっても、その対象を保存・保護すべき程度や範囲は勿論のこと、割くべき行政リソースや財源も問題となる²⁶。

第二の「所有者」については、そもそも巨大な資本を必要とする近代産業を最初に興すことができるのは国や大資本に限られ、また産業遺産となるべき物件それ自体が事業者にとっては資本でもあることから、自治体はその保存や利活用について権限を及ぼすためには、所有者の同意や承認が必ず必要となる。また担保や企業内の財産移動によって、産業遺産となるべき物件が財産関係の上で存続の危機にさらされることもあり得ることから、所有者との慎重な協議調整が権限行使の前提となろう²⁷。

第三の「放棄・長期にわたる不使用」と第四の「稼働の必要性」は裏表となる問題意識である。産業遺産となるべき物件の状態は概ねこれらのいずれかであるが、これらのいずれも、産業遺産の文化財としての保護や活用の必要性に対する所有者や管理者の意識を低下させる要因として機能する。例えば長年にわたり放置された廃墟や、あるいは現に稼働している構築物について文化財としての保存や活用を図ることは、所有者としては困難な判断であろう²⁸。自治体としては、文化財としての保存・活用することのメリットを、場合によっては行政上・財政上のベネフィットを付与することも含めて検討することが必要となる場合がある。

第五の点は、ドイツでは石造又は煉瓦造の建造物が、リフォームの上で用途を変えて使用し続けられることが非常に多いことから、文化財としての保存をしなくとも、賃貸などの投資の対象として運用し続けた方が所有者にとっては利益となる場合があるということである。産業遺産となるべき物件は所有者にとっては資産であるため、自治体はその資産に関する所有者の経済活動を妨げることとはできない。従って、自治体としては、財産権や経済活動の自由に対する妨げとなることのないように、文化財保護の権限行使に当たっても、比例的

な手段の検討と選択を行うことが重要になる²⁹。

最後に、第六の点は、産業遺産が近代の所産である点を原因とする。地域における産業発展の足跡を遺す遺産が産業遺産であるが、産業遺産が存在する地域におけるかつての産業発展は、しばしば急激な進行を見るものであり、その過程で光と影を生じていることも少なくない。産業関連施設については、光の面として雇用を生み出し地域の経済的繁栄を創出した意味において地域の象徴としての評価がある一方、未発達な技術しかなかったために事故や汚染による爪痕を地域に残し、後々まで被害者から負の感情を抱かれるといった影の面をもつこともあろう。比較的新しい年代の産業遺産については特に、当事者や関係者がなお生存していたり、地域に根付いた負の感情が払拭し切れていなかったりすることも多くある³⁰。文化財保護が地域における事務である以上は、文化財の価値に関する地域の意識を啓発し、又は地域住民の理解を得る努力を併せて行うことが必要になる場合がある。

（2）産業遺産の活用手法

自治体が上記の考慮すべき点を考慮しながらどのような具体策を打つべきであるかについては、その産業遺産の位置・形状や規模、権利関係、価値の保存に対する考え方やひいては市民意識も影響するため、一律な最適解が得られるわけではない。例えば、かつてルール炭田を抱える一大工業地域を抱えたドイツのノルトライン・ヴェストファーレン州においては、産業遺産についてはその現用時の様子や技術進展の足跡を残す、いわば「技術の枢要部（technische Essentiale）」が保存されるべきであるとの考え方から、建造物や構造物の外観・外装や基礎部



（図2）ツォルフェアアイン炭砒産業遺産群（ドイツ・ノルトラインヴェストファーレン州エッセン市）のコアゾーン内のオフィスビル（左）。オフィスビルの向かい（右）は世界文化遺産の構成資産であるコークス炉バッテリーである。2019年9月撮影。

分などについては積極的に保存がなされるものの、展示や観覧のみに厳格に用途を限定する必要はないとする運用がなされている³¹。例えば同州エッセン市にある UNESCO 世界文化遺産であるツォルフェアアイン炭砒産業遺産群の周辺では、炭砒線跡はトラム線に転換され、また産業遺産の点在する保護地区内に真新しいオフィススペースと半地下駐車場が存在する（図 2）など、我が国の文化財保護の常識からすれば驚愕を禁じ得ない事例も存在するが、炭砒の施設における石炭コークスの生産やその輸送・運搬に関する全体像は「技術の枢要部」として巧みに保存されており、少なくとも産業史を概観するという目的においては何ら不自由はない³²。

手法の例として、ドイツの文化財・文化財保護ハンドブックでは、その外観や産業遺産としての「技術の枢要部」を損なわないことを前提としつつ、その規模や立地に応じて住宅、作業所、事務所として入居利用をさせるほか、ホテル（ハンブルクのシャンツェン給水塔）や文書館（デュッサウ＝ロスラウ市公文書館、旧給水塔を書庫施設として利用）としての利用例が紹介されている³³。また、日本でも一般的であろう方法が博物館としての利用（Musealisierung）である。ドイツでは博物館については公益施設として税制及び土地利用法上の優遇がなされることになっているため、単一施設の一部又は全部を産業博物館（Industriemuseum）として使用するほか、敷地全体を博物館公園（Museumspark）又は屋外博物館（Freilicht-Museum）として保存する例も多々見られる（図 3）³⁴。



（図 3）デュイスブルク北景観公園（ドイツ・ノルトラインヴェストファーレン州デュイスブルク市）の展望台（旧高炉を転用）からの望景。典型的な博物館公園であり、旧機械庫（右上）をビジュアライゼーション・レストランとして使用するなど、既存構造物を最大限活用している。2019 年 9 月撮影。

4. 新居浜市における産業遺産の保存と利活用

(1) 新居浜市の概要——「工都」としての発展

新居浜市は、瀬戸内海に面する四国北部のちょうど中央に位置する工業都市である。新居浜市の工業都市としての興りは、1691（元禄 4）年に遡る別子銅山の開坑、及び明治以降の別子銅山採掘の飛躍的な発展と大規模化、そしてその関連産業の興隆に由来している³⁵。同市の地下に広がる銅鉱床は、海拔 1300 メートルから海面下 1000 メートル以上に渡り、45～70 度の傾斜をもって広がっていたため、別子銅山の採掘は、露頭が発見された別子銅山山頂周囲の旧別子地区から始まり、採掘が大規模化した明治以降は、北側の東平（とうなる）、次いで端出場（はでば）へと、次第に現在の新居浜市街に近づく形で採掘拠点が設けられていった³⁶。別子銅山から産出される銅鉱石は高品位であることで知られており、1883（明治 16）年の粗鉱の銅品位は 8.97 パーセント、時代が下るにつれて高品位の粗鉱は枯渇するようになったが、それでも 1917（大正 6）年に至っても 2.75 パーセントの品位を保っていたとされる³⁷。高品位の鉱石を産出する優良な鉱山であったため、西洋技術を導入した近代化のペースは極めて早く、1874（明治 7）年に外国人技師を招いて技術刷新に着手して以来、1890（明治 23）年には蒸気機関による採鉱の機械化を達成したほか、その直後の 1893（明治 26）年には鉱山鉄道が開通し、近代的な製錬所が設置されるに至るなど、現代から極めて近い時期である 19 世紀末期から 20 世紀初頭にかけて、わずか 20 年から 30 年という短い期間における急激な近代化を経験した³⁸。

新居浜市には、このような優秀な銅山を抱える鉱山都市として、鉱山経営の後背をなす金属製錬業や機械・化学工業、そして発送電事業や林業の拠点が置かれ、それぞれの産業が鉱山とともに発展していった。1879（明治 12）年に産銅を積み出すための工業港である新居浜港が開港すると、元禄時代から用いられていた口屋から海運の中心が新居浜港地区へと移行し、さらに 1882（明治 15）年以降、新居浜港の至近の惣開（そうびらき）における製錬所の建設に関する国への出願がなされ、施設が設けられていった。その後 1899（明治 32）年に旧別子から鉱業所本部がこの地に移されると、海沿いの平地に市街や関連産業の工場群が形成されていった³⁹。この地区は、現在でも臨海工業都市としての新居浜市の中核をなしている。陸運の面における近代化も著しく、上述の通り、1893

(明治 26) 年には索道を伴った山岳鉄道として日本で初めてとなる別子鉱山鉄道が開通したが、同鉄道は 1925 (大正 14) 年までには惣開に隣接する星越 (ほしごえ) に完成した選鉱場へと延伸され、同地に駅が新設された。さらには 1929 (昭和 4) 年に鉱山鉄道が地方鉄道に転換されて、星越駅から銅山への通勤ルートが形成されると、星越は別子鉱業所長社宅をはじめとする住友の社宅が建ち並ぶ住宅街として繁栄するようになった⁴⁰。このように新居浜市は、鉱山の発展とともに、明治から昭和の初頭にかけて急速に発展し、瀬戸内における工業都市としての威容を備えるに至った。また、別子銅山は開坑以来、一貫して住友による経営が続けられた鉱山であり、従って別子銅山の麓にありそれと共栄してきた新居浜市は、住友とともに発展を遂げてきたということもできる。後の住友財閥、そして現在の住友グループの繁栄の基となったのは、まさに別子銅山とそれを支えた新居浜の街であり、それゆえに、新居浜市は現在も住友グループ発祥の地として扱われている⁴¹。

(2) 別子銅山産業遺産の保存・活用の始まり——住友グループの取り組み

別子銅山は、1973 (昭和 48) 年に閉山したが、日本で第 2 位の産銅量を誇った⁴² 銅山の施設は産業遺産として残され、また、銅山が生み出した関連産業から住友グループの構成企業として独立していった重機械工業、化学工業や電力事業は、引き続き現在でも新居浜市の経済の中核を担っている。この経緯から、新居浜市は「住友の企業城下町」としての性格を強く有しており、また、上述の経緯により住友グループの創業の地でもあること、そして巨大な鉱山産業の遺構は都市の成り立ちそのものを示す物件群でもあることから、新居浜市においてはかなり早い時期から産業遺産としての保存・活用に向けた動きが生じていたといえることができる。

別子銅山の産業遺産としての保存及び活用についての取り組みにいち早く着手したのは、当地を創業の地と見なす住友グループであったと言える。閉山直後の 1975 (昭和 50) 年には、旧山根製錬所や鉱山からの排水処理する山根収銅所の所在する山根地区に、別子銅山の歴史と技術に関する企業立博物館である別子銅山記念館が開設された⁴³。別子銅山記念館は、住友グループの企業アーカイブである住友史料館 (京都市) とともに別子銅山の経営や採掘・採鉱に

関する史資料を集積・保存しており⁴⁴、地質や鉱床に関する資料標本や、鉱山街の生活・風俗に関する史資料を併せて展示する。また、別子銅山から分岐した住友グループの一社である住友化学は、1991年に行われた別子銅山開坑300年記念事業の一環として、1901（明治34）年に惣開に建設された旧住友銀行新居浜支店の建物を改装して同社愛媛工場歴史資料館として開設し、銅の製錬の過程で排出される亜硫酸ガスによる肥料やアンモニア生産に由来する社の歴史に関する史資料と、その時代ごとの都市の発展史の展示を行っている⁴⁵。

これらの展示施設並びにそこに収蔵された資産以外の別子銅山の関連資産やかつての鉱区設定区域の土地については、そのほとんどが現在に至るまで住友グループの企業の所有に属しており、企業方針に基づく植林による山林環境の復元と、企業発祥の地を示す遺産としての保存が、住友グループによってなされている⁴⁶。旧別子の最初の坑道である歓喜坑は、2001（平成13）年に住友金属鉱山によって修復され、企業研修において利用されるほか、一般の見学に供されている。新居浜市の沖合に位置する四阪島は、製錬による煙害を銅山周辺及び市街に発生させるのを避けるために、惣開から移転した製錬所が設けられていた島であるが⁴⁷、現在もこの島は全域を住友金属鉱山が所有しており、また四阪島製錬所が現用施設として稼働していることから、関係者以外の上陸は認められていない。この島には、製錬所の大煙突や転炉など多くの産業遺産が存在しており、また住友家の別邸として1906（明治39）年に建設された日暮別邸が所在していた。1924（大正13）年に同島に建造された大煙突⁴⁸は、老朽化のため惜しくも2013（平成25）年に解体されたが⁴⁹、日暮別邸は老朽化が進む一方で建築史的にも重要な建築物であるとの評価が高かったことから⁵⁰、建設から110年を経た2016（平成28）年に新居浜への移築が決定され、住友グル



（図4）日暮別邸記念館。四阪島の立地に似せた高台上に移築されている。外壁・窓・屋根などは老朽化のため、また柱や梁は耐震性の関係から新規素材となっているが、内部は当初の建材により忠実に再現されている。2021年11月撮影。

ープ20社の協力によって、新居浜市内の高台である星越山頂に移築の上で保存されている（図4）⁵¹。

移築後の日暮別邸は、住友グループの運営する企業立博物館である日暮別邸記念館として一般公開に供されており⁵²、煙害の歴史とその克服に向けた企業の努力の成果、そして、かつて最盛期には人口5500人を数えたという四阪島の暮らしに関する展示がなされている。

また、四阪島の産業遺産のうち製錬所の転炉など一部については愛媛県などに寄贈され、愛媛県総合科学博物館において展示されている⁵³。

（3）市における別子銅山産業遺産の利活用事例①——マイントピア別子

市における産業遺産の保存及び利活用に関する動きは、別子銅山閉山直後においては銅山施設を所有する住友グループとの意思疎通や開発の方向性の検討の必要性があったことから、住友グループの動きと比べてやや遅れて始まることになったが、1983（昭和58）年に、市役所内に観光開発調査研究委員会が設置されたことに端を発している⁵⁴。当時はいわゆるレジャー・ブームの時代の始まりに当たっており、新居浜市の近隣にもテーマパークが開業する構想が存在していたことから、市としても別子銅山閉山後のまちづくりと産業おこしのための検討を始めたものと思われる。この委員会における検討の結果は、翌年の「南部観光レクリエーション開発基本構想」、次いで1987（昭和62）年の「南部観光レクリエーション開発基本計画」の策定と、同計画に基づく開発協議会の設置に結実していった⁵⁵。1989（平成元）年3月には、事業計画書が策定されるとともに、別子銅山における観光開発事業の推進母体として、第三セクターである株式会社マイントピア別子が設立され、別子銅山跡地の本格的な観光開発に取り組む体制が整えられた。マイントピア別子の資本金は2億4000万円であり、そのうち市が約35%を出資して筆頭株主となったほか、別子銅山跡地の所有者である住友金属鉱山ほか住友グループ、産業整備基金、日本交通公社や地元企業の出資を得て設立がなされた⁵⁶。同社は設立後ただちにマイントピア別子・端出場ゾーンの整備に着工し、1991（平成3）年にこれをオープンさせた。市はこの間、東平地区に関する観光レクリエーション開発基本計画を策定し、これに基づいてマイントピア別子は1992（平成4）年から東平地区の開発

に着工、1994（平成 6）年にオープンさせている。別子銅山跡地の開発と整備に要した費用は 62 億円近くに達し、東平地区への市道の整備など周辺の整備開発も含めた市の負担分も、49 億円を超えたとされる⁵⁷。

平成当初は第三セクターによるレジャー・リゾート開発の全盛期であり、レジャーを事業目的とした第三セクターは、全国に数百の単位で存在したと言われる。その中で、市の発展の礎となった銅山を活用するマイントピア別子の取り組みは、大規模開発がトレンドとなっていた当時としては異色のものであったが、極めて順調な滑り出しを見せ、入場者数目標 40 万人に対して 1991 年度・92 年度ともに 60 万人を超え、早々に単年度黒字を達成した⁵⁸。その後、景気の後退に伴う観光需要の減少を受けて 93 年度からは赤字経営が続いたものの、手堅い経営と産業遺産の保全・活用に対する努力が続けられ、「東洋のマチュピチュ」と銘打った東平地区の観光ツアーの開発⁵⁹など、不断の努力が継続されている。構内には、旧別子鉱山鉄道端出場隧道（ずいどう）、旧別子鉱山鉄道端出場鉄橋（足谷川鉄橋）及び旧泉寿亭特別室棟の 3 件の登録有形文化財が存在している。いずれも 2009（平成 21）年に登録有形文化財として登録されており、前 2 件は住友金属鉱山の所有だが、泉寿亭のみはマイントピア別子の所有である。特に隧道及び鉄橋については、鉱山が操業していた当時の鉱山鉄道を模した鉱山観光列車⁶⁰が通過するようになっており、構内の端出場記念館と観光坑道⁶¹をつなぐルートとして有効に活用されている（図 5）。その他の産業遺産についても、東平地区の旧保安本部の建物はマイニング工房として銅細工体験等に使用され、また同地区のインクライン（傾斜軌道）跡は「東洋のマチュピチュ」として知られる貯鉱庫跡の景観ポイントへのアクセスとして用いられるなど、来場者が往事の銅山の様子に思いを馳せることを可



（図 5）旧別子鉱山鉄道端出場鉄橋を渡る鉱山観光列車。現在の観光列車は 2 代目であり、観光坑道側の蒸気機関車型の先頭車両は別子銅山稼働時に用いられた「別子 1 号」を模した形状になっている。なおその実車は別子銅山記念館前庭において静態展示されている。（2021 年 11 月撮影。）

能にさせるような、積極的な活用が図られていると言える。

近年では、新型コロナウイルス禍による観光需要の減少に対応して、VR によるオンライン観光体験や、冬季に立ち入ることのできない東平地区をドローン撮影してオンライン公開するなどの方策が検討されているという⁶²。

（４）市における別子銅山産業遺産の利活用事例②——旧端出場水力発電所

市では、マイントピア別子端出場ゾーンの川向かいにある旧端出場水力発電所の保存と活用にも取り組んでいる。

旧端出場水力発電所は、1910（明治 43）年に着工され、翌々年の 1912（明治 45）年から水力発電所としての稼働を始めた。煉瓦造・2 階建てで切妻型の三角屋根をもつ建物であり、前面に丸窓とアーチ窓、側面にアーチ窓を配し、隅柱型や窓の周りには花崗岩と煉瓦で造られたアクセントが付されているなど、意匠性に極めて優れたものであると評価されている⁶³。操業開始当初の発電機 1 基が現存しているが、明治時代の水力発電機構の全体が当初の位置に残存している例は大変珍しく、産業史的価値も非常に高いものである⁶⁴。この建物は操業開始から 1970（昭和 45 年）まで発電を担った後、変電所として用いられ、別子銅山の閉山後も住友共同電力の保有する変電施設として稼働していたが、2005（平成 17）年にはすべての業務を終えて、遊休施設となっていた。産業遺産としての保存と活用を望む声も多かったことから、2010（平成 22）年に新居浜市へ寄贈され、翌年には登録有形文化財として登録された⁶⁵。内部の老朽化や学術調査の必要上、また、国の補助を受けた文化財保全のための保存修理工事の関係上、現在まで一般公開等は行われてきておらず、研究者向けの限定的な公開や、保存修理工事現場の特別公



（図 6）旧端出場水力発電所（中央・煉瓦造の建物）をマイントピア別子から望む。耐震補強等工事による屋根の葺き替え中であり、架けられている波形鉄板は、既存（改修当時）の色合いに合わせられている。2021 年 11 月撮影。

開が行われるに留まっている。保存修理工事の竣工（2022〔令和 4〕年予定）後は、マイントピア別子端出場ゾーンと一体として一般公開・見学に供する形での活用が予定されている（図 6）⁶⁶。

マイントピア別子端出場ゾーンとは川を隔てており、また旧端出場水力発電所の建物の基礎にある石積みについても保護の必要があることから、アクセスや防災上の検討点はなお存在しているが⁶⁷、産業史・土木史的にも重要な産業遺産として活用され、既存の公開施設と相俟ってなお別子銅山関連産業遺産の価値を高めることが期待される⁶⁸。

（5）市における別子銅山産業遺産の利活用事例③——広瀬歴史記念館

市による別子銅山関連資産の保存活用に関する動きとしてマイントピア別子と併記されるべきものとして、広瀬歴史記念館の設置及び運営がある。現在の広瀬歴史記念館を構成する旧広瀬邸は、住友の初代総理事として別子銅山を政府の接收から守った広瀬幸平の居邸であったが、1970（昭和 45）年に新居浜市に寄贈され、市によって必要な調査と修復がなされた後、1997（平成 9）年に新居浜市が設置する博物館である広瀬歴史記念館として開館した⁶⁹。広瀬歴史記念館は、旧広瀬邸と展示館から成るが、旧広瀬邸の主要な建物は 2003（平成 15）年に「旧広瀬家住宅」として国指定重要文化財となっており、また亀池を含む旧広瀬邸の庭園は、2018（平成 30）年に国指定名勝「旧広瀬氏庭園」に指定されている。敷地内の建造物は、建築当時のものがほぼ全て残されており、しかも改造もほとんどされていないものであるため、明治期の和風住宅建築としての高い歴史的価値が認められるものである。旧広瀬家住宅の主屋には、望煙楼と呼ばれる丈の高い 2 階座敷部分があり、この邸宅の所在地の標高と相俟って、東手に別子銅山、北に新居浜市街を一望することができるほか、新座敷に着座して庭園を鑑賞することも可能であり、可能な限り文化財へのアクセスを可能にしようとする工夫がなされている。主屋・新座敷を始めとする 7 棟が重要文化財に指定されているが、指定を受けていない建物も概ね保存状況は良好であり、例えば煉瓦書庫は一見すると土蔵のような様式の日本風の建物であるが、耐火性を考慮したためか外壁に煉瓦が用いられているなど、明治から大正期にかけて洋風文化と和風建築が巧みに調和していた様子を窺うこともできる。

比較的新しい時期の建築ではあるが、旧広瀬家住宅は重要文化財であるため、文化財保護法に基づく維持保存が求められる。市では、旧広瀬家住宅の重要文化財指定から 20 年が経過するのを機として、旧広瀬家住宅の保存活用計画の策定に向けた検討を開始しており、併せて耐震に関する検討についても検討委員会を立ち上げている⁷⁰。

（６）市における別子銅山産業遺産の利活用事例④——住友山田社宅

市は、2021（令和 3 年）に策定した都市計画マスタープランにおいて、地域のまちづくり方針の一つとして「近代化産業遺産を有する良好な都市景観形成づくり」を掲げた⁷¹。その中に含まれる、星越地区の景観形成及び同地区に所在する住友山田社宅の保存整備は、市の重要な産業遺産活用の取り組みとして推進がなされている。

星越地区は、かつて鉱山鉄道の主要な停車駅であり、この地区から銅山へ通勤することが可能であったことから、ここには大規模な社宅街が存在していた。平成 10 年代まではかなりの戸数の社宅が残されていたが⁷²、老朽化や単身赴任による空き家の増加のために順次撤去されていき、2010（平成 22）年 3 月に市に寄贈された住友共同電力幹部社宅及び同監査役社宅、並びに、2019（平成 31）年 3 月に市に寄贈された別子鉱業所長社宅、住友化学幹部社宅、外国人技師西社宅及び同東社宅の合計 6 棟を除き、全て解体された⁷³。



別子鉱業所長社宅は 1937（昭和 12）年、住友化学幹部社宅は 1935（昭和 10）年、外国人技師社宅の両棟は 1930（昭和 5）年の建設であり、市に寄贈された段階においていずれも長期間にわたって空き家となっていたた

（図 7）住友山田社宅のうち別子鉱業所長社宅の応接棟玄関。右側の門扉の向こうに、外国人技師社宅の屋根が見える。地域資源としての活用にあたっては、駐車場やトイレなどの整備のほか、配置が道路をまたいでいるため、安全確保策の検討が必要になるという。2021 年 11 月撮影。

めに老朽化は進んでいたものの、別子鉱業所長社宅及び住友化学幹部社宅については地方創生予算による補助の下で整備修繕がなされ、耐震補強工事も完了していた。それに対して外国人技師社宅の両棟については、耐震補強工事が未施行の状態にあり、屋根の耐用年数の超過による雨漏りやそれによる内部の劣化が進行していることから、活用にあたっては相当規模の修繕整備が必要になるとされている（図7）⁷⁴。

別子鉱業所長社宅及び住友化学幹部社宅は、単に社宅であるにとどまらず、公的な接待や会議の場としても用いられており、企業の「公館」としての機能をも果たしていた。また外国人技師社宅は、戦前の技術導入期のみならず戦後の復興期にも、招聘した外国人技術者の宿舎として用いられており、地域における文化交流の拠点としても機能した経緯がある。いずれもその機能の特性上、当時の住宅技術の粋を集めて建設されており、建築史的な価値に優れるのみならず、企業文化・生活文化を残す産業遺産としても価値が高いものと考えられる。市は、これらの建物について、別子銅山の主要エリアであった星越・惣開の歴史を象徴するものとして産業遺産観光の拠点としての価値を認め、さらには地域教育にも有用な資産であるとして、その保存と活用に向けて積極的に取り組んでいる⁷⁵。

現在、住友山田社宅については、策定された保存活用計画を基に、耐震改修が完了している別子鉱業所長社宅及び住友化学幹部社宅は限定的に公開に供している⁷⁶。また、市に寄贈された他の産業遺産と同様に、登録有形文化財としての登録の手続がとられ、2020（令和2）年8月17日付で、6棟が登録有形文化財となった⁷⁷。今後、産業観光の拠点として必要な防災・安全確保及びバリアフリー等の整備を計画的に進行していくことが計画されている⁷⁸。

5. 新居浜市における産業遺産の利活用とその特色

新居浜市における産業遺産の保存と活用における特徴としては、博物館公園（オープンミュージアム）型の開発・施設配置と、登録有形文化財制度等の法制度の有効活用を挙げることができる。

(1) 開発と施設配置における特色——産業遺産と都市の一体性

新居浜市は、別子銅山の麓において栄えてきたという歴史的経緯から、「あかがねのまち」を掲げており、例えば第六次新居浜市長期総合計画及び都市計画マスタープランにも「人が輝く あかがねのまち にいはま」という将来都市像が示されている⁷⁹。そのようなアイデンティティをもつ都市であるだけに、今回の現地調査においても、別子銅山に関連する産業遺産を市内の随所で確認できたことは確かであり、例えば現地訪問調査において訪問した星越及び惣開の両地区は物理的に近いばかりでなく、銅山から産出された鉱石が鉄道により惣開の製錬所に運ばれ、後には港から四阪島製錬所へと繋がり、さらに後には星越において新居浜選鉱場が操業を開始すると言った、産業史的な繋がりを意識させるという意味においても近く感じさせるというストーリー性が描かれていた。東平や端出場における銅山のイメージを鮮明にするマイントピア別子の中核として、銅の加工過程やそれに伴う都市基盤と運輸インフラの整備、そしてそこで生活する人々の文化形成などについて、別子銅山記念館や広瀬歴史記念館、住友化学愛媛工場資料館の展示を通じて想起させ、住友山田社宅や日暮別邸記念館、旧山根製錬所跡煙突などの当時の面影を残す物件でそのイメージを凝集させるという、一連の流れは確かに存在するように思われる。その意味では、「地域全体がオープンミュージアム」⁸⁰であるとした、かつての市担当者の認識とその方向性は正しかったと言えるだろう。新居浜市はその方向性をさらに進め、まちづくりの方針としてヘリテージツーリズムの創造と推進を掲げており、その具体的イメージとして「近代化産業遺産ストーリーツアーコースの設定と広報宣伝」、「市街地拠点間サイクリング周遊ツアー」、「自然散策と産業遺産巡りのエコツアー」の開発に取り組むとしている⁸¹。産業遺産をもとにしたヘリテージツーリズムの開発に当たっては、産業遺産の特性である、単独では価値が理解されにくく、またストーリー性が必要である点を考慮する必要がある、またストーリーをもとに周遊する場合において、産業遺産に対する興味がその間において継続していることが重要である⁸²。上述したように、新居浜市では産業遺産を地域資源として捉え、その価値の認識の向上に取り組むとともに、それぞれの価値の関連性を印象づける取り組みを行っているが、これが明確なルートとして整備され、たとえばアプリなどでの案内や行程管理が可能になれば良い

のではないだろうか⁸³。また、物理的な距離と産業遺産に対する関心の継続は概ね反比例する傾向にあることから、移動距離のコンパクト性とスムーズさがある程度確保される必要がある。まちづくりの方針として、「コンパクトなまちづくり」は既に掲げられてはいる⁸⁴ものの、新居浜市内の産業遺産は広範囲に分布しており、マイントピア別子や広瀬歴史記念館など標高の高い場所に所在する産業遺産も存在することから、交通の面からも、地域資源としての産業遺産を結ぶ工夫が必要になるだろう⁸⁵。

（2）保存・活用のための制度の有効活用

新居浜市に限った話ではないが、産業遺産について地方公共団体が何らかの保護や活動に向けた動きをとる場合においては、所有者が存在する場合にはその理解を得るように努めるほか、場合によっては何らかのベネフィットを与えることによる誘導的な手法を採ることが必要になる。また、住民の理解や意識との関係の上でも、産業遺産に割く行政上及び財政上のリソースについては適切に判断がなされなければならない。さらには、産業の足跡を遺す物件であるという産業遺産の特性上、維持保全と利活用、場合によっては当該資産の稼働の確保とのバランスに配慮する必要もあるだろう。

新居浜市の産業遺産については、文化財保護法に定める登録有形文化財の制度の有効活用がなされていると言える。登録有形文化財は、上述の通り、建設後50年を経過した歴史的建造物について、一定の評価を得たものを文化財として登録する制度であるが、届出制による緩やかな規制の下で、当該建造物の積極的な活用



（図8）マイントピア別子・端出場ゾーン内にある旧別子銅山鉄道端出場鉄橋の解説板。同鉄橋は上述の通り銅山観光列車の路線として活用されているため、メンテナンスの必要がある。解説板の下に登録有形文化財であることを示す銅板プレートが取り付けられている。2021年11月撮影。

を前提とするところに特徴がある⁸⁶。外観を大きく変更したり移築したりなどの場合でなければ、利用に当たって制限が設けられることは原則としてなく、内部の改装や用途変更にも柔軟に対応可能である⁸⁷。ただし、重要文化財などとは異なって、管理や修復、公開などに関して国による補助がなされる場合は限られる⁸⁸。上述の通り、登録有形文化財については文化財保護の必要性・公益性の観点から国税及び地方税の軽減がなされるため、所有者の維持保全に関する負担の軽減を計ることで一定のベネフィット効果を生み、また活用を図るに当たっても適した制度であると考えられる（図8）⁸⁹。

市は、寄贈された建造物や産業遺産として活用されるべき遺構について積極的に登録有形文化財としての登録の手続を推進しているだけでなく、産業遺産の維持保存及び活用に役立て得る補助制度についても積極的な紹介・利用を行っている。例えば、上述したとおり、登録有形文化財についてはその修理・補強工事に際して利用できる国の補助制度は、重要文化財等に比して限られているのが現状であるが、登録有形文化財である旧端出場水力発電所については、その土木史・産業史上の重要性や維持保存の必要性に鑑み、平成30年度以降において、「国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金」の交付対象に選ばれた⁹⁰。また、住友山田社宅については、長期にわたり空き家となっていたことから、空き家の活用を目的とする社会資本整備総合交付金や地方創生関連の補助金を積極的に活用し、維持保存を促してきている。

昨今、「明治日本の産業革命遺産」が世界文化遺産に登録されたことなどを契機として、産業遺産の保護・活用に関する制度活用のハードルは下がってきていると言われる。新居浜市としては、文化財保護法に基づく重要文化的景観の指定制度の活用⁹¹を検討するなど、産業遺産の保存と活用に関してさらに積極的な取組みがなされていくところと思われる。

6. まとめに代えて

本稿は、新居浜市における別子銅山関連の産業遺産の保存及び利活用の状況に関する調査から、地方公共団体において保護・活用の対象となるべき産業遺産の意義について若干の検討を行うとともに、それをもとにして新居浜市における産業遺産の保存及び利活用に関する取組みについて瞥見を行った。ここか

ら得られた結論をまとめておくとすれば、さしあたりは以下のようなになる。

- 産業遺産は、通常の文化財・文化遺産とは異なる特性を持っており、その特性に依拠した保存・活用の手法を、地域において積極的に獲得・開発する必要がある。
- 産業遺産は、各地域においてその価値が発掘され、磨き上げられるべき地域資源の1つであり、それを地域公共団体が主導して行う場合には、産業遺産の所有者・管理者や（旧所有者である場合を含め）それを設置した企業、そして地域住民の意思に対する十分な配慮が必要である。
- 産業遺産に関する我が国の文化財法制上の各制度については、世界的にも価値が認められた産業遺産の存在や、産業遺産の特性に対する理解の広がりによって、活用するに当たっての門戸は広がりつつあり、制度の適用の対象となるべき産業遺産の現状を踏まえ、積極的な制度の活用が重要となる。

「産業遺産のまち」を掲げるまちづくりは、近年においては其処此処に見られるようになってきたが、その法的基盤としては、本稿で紹介してきたような文化財保護制度の積極的な活用や文化財保護法・景観法に基づく文化的景観の保全や景観重要建築物としての保存の他にも、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（いわゆる「歴史まちづくり法」）や都市計画法に基づく都市計画など、様々なものがある。それぞれの地方公共団体としては、各法令に定める計画や構想をまずは策定することが求められるが、それに加えて、各地方公共団体において、その地域に独自の歴史文化を維持保存し活用するための法的基礎を創出することが求められるようになることも考え得る。従前から存在した歴史的景観保全条例や景観条例などが例となろうが、産業遺産の特性を加味した法制度がいかなるものとして形成されるかは、まだ推測の域を出ないところである。

何を地域資源とし、何を地域における文化財・産業遺産として残し、活用するかについては、地域の特性や歴史にも依るところがあり、もとより最適解が得られる性質のものではないが、このような残った検討課題を含め、本稿において紹介した新居浜市の取組みを1つの範例として、さらに考究を進めていきたいと考えている。

謝辞

本稿は、JSPS 科研費（課題番号 21K01154）及び 2021 年度武蔵野大学しあわせ研究費による研究の成果の一部を成すものであることを明記し、ここに謝意を表します。

また、本稿のもととなった現地訪問調査（2021 年 11 月実施）及び本稿の執筆に当たっては、新居浜市別子銅山文化遺産課、同市観光物産課及び広瀬歴史記念館、別子銅山記念館並びに株式会社マイントピア別子のご担当者各位の格別のご協力とご教示を賜り、また多数の資料のご提供をいただきました。ここに記して心より厚く御礼申し上げます。

注釈

- 1 産業考古学研究団体の国際連携組織であり ICOMOS に対して産業考古学的な観点から助言を行う機関である国際産業遺産保存委員会（the International Committee for the Conservation of the Industrial Heritage; TICCIH）は、産業遺産（Industrial Heritage）について「歴史的・技術的・社会的・建築学的・科学的価値を有する産業文化の遺構から成り、これらの遺構は、建造物及び機械、工房、工場及び製造所、鉱山及びそれらの加工・製錬所、倉庫及び店舗、エネルギーの生成・伝達・利用が行われる場所、輸送及びその全てのインフラ、さらに住居、礼拝又は教育といった産業に関する社会活動に利用された施設から成る」としている（<https://ticcih.org/about/charter/>・最終閲覧 2022 年 3 月 6 日）。
- 2 この近代化遺産総合調査の実施主体は実際には各都道府県教育委員会であり、事業費の半額を文化庁が補助する形で行われた補助事業である。そのような補助事業としての性質から、全国において同時期に一斉に行われたのではなく、年度ごとに 2 ないし 3 都道府県を補助対象として、それぞれ 2～3 年の期間をとって順次行われていったため、全都道府県における調査が終了したのは 2020 年のことであった。その結果は都道府県ごとに近代化遺産総合調査報告書にまとめられて公表されている。この調査の経緯については伊東隆『「近代化遺産」の誕生と展開』（2021 年、岩波書店）

7 頁以下に詳述されている。

- 3 伊東・前掲（注 2）6 頁以下は、文化庁における近代化遺産保護政策の発案者である斎藤英俊の講演録を参照して、「近代化遺産」の語の誕生の背景に、土木業界の専門誌として知られていた「建築業界」の表紙写真に挙げられた構築物に対する担当者の関心が存在していたこと、また、全国に存在する建築物や構築物の保存状態の調査は外部に依頼して行わざるを得ないために、わかりやすく受け入れられやすい対象を選定してそれに見合う呼称が必要であったことを指摘している。
- 4 近代化遺産総合調査に関する国庫補助事業は、2022 年現在終了しているが、近代化遺産の語自体はそれ以降も用いられており、例えば近代和風建築等総合調査費国庫補助要項（平成 4 年 5 月 27 日文化庁長官決定）の中に、「近代化遺産（建造物等）」としてこの定義を見ることができる。
- 5 この総合調査において最初に調査実施主体として選ばれたのは群馬県と秋田県である。この調査の結果として最初に公表された報告書の一つである「群馬県近代化遺産総合調査報告書」のとりまとめに当たった建築史学者で東京大学名誉教授の村松貞次郎は、同県における近代化遺産となるべき中心的な資産と見なされていた富岡製糸場を例に「養蚕・生糸製糸・絹織物にかかわるいわば産業近代化の遺産を、……工場関連施設・（器）機械類、織物関係施設、あるいはそれらの取引関係施設、輸送関係、と系統樹のように追って、果ては横浜の生糸検査所にまで流れる考え方」に則り、近代産業をシステムと捉え、時間的にも広がりをもつものとして整理したことを明らかにしている。群馬県教育委員会文化財保護課編「群馬県近代化遺産総合調査報告書」（1992 年）8-9 頁。
- 6 近代化遺産としての国指定重要文化財の第一号は、1993（平成 5 年）指定の碓氷峠鉄道施設（群馬県安中市）と藤倉水源地水道施設（秋田県秋田市）の 2 件であるが、この両県は総合調査における 1990（平成 2）年から 92（平成 4）年における調査対象に選定されていた。伊東・前掲（注 2）7-8 頁は、調査の対象となる地域の選定の際に、そもそも「見栄えのある国指定重要文化財候補のある」ことが考慮されていたことを示唆している。
- 7 当初は重要文化財の分類としての「近代化遺産」が存在しており、名

実ともに新たな分類としての扱いがなされていたが、現在はこの分類は用いられておらず、それに相当するものは「近代」の「産業・交通・土木」に中心的に分類されるようになった。2014（平成 26）年には、富岡製糸場（群馬県富岡市）が「近代/産業・交通・土木」の分類として初めて国宝指定を受けている。

- 8 山本理佳『「近代化遺産」にみる国家と地域の関係性』（古今書院、2013 年）17-19、29-31 頁は、「近代化遺産」の概念が、それまでに調査が行われていた「近代遺跡」なども包含しつつ、それまでの「文化財」カテゴリーとは異なる「曖昧な広がり」をもって拡大し、さらには日常的空間に存在する産業・輸送・通信などの手段が「文化」として再構築されていく過程に、地域の文化的側面からの充填と国家的紐帯の構築に向けた機能を見いだしている。
- 9 矢作弘『産業遺産とまちづくり』（学芸出版社、2004 年）186-188 頁は、重要文化財と異なり利活用を前面に打ち出した制度であるため、動態保存がしやすくなること、また産業遺産を生かしたまちづくりなどとの連携を目指して登録することも推奨されていること、また指定ではなく登録手続であるため申請も簡便である点が、登録有形文化財制度の産業遺産についての利点であるとしている。
- 10 伊東・前掲（注 2）7 頁は、総合調査の開始当時に自身も文化庁の調査員の身分にあった経験から「近代の産業・土木遺産の保存状態調査は、単に産業・土木遺産の保存状態を調査するだけでなく、あたらしい行政施策の継続可能性を探る狙いもあった」ともしており、文化庁としての一大事業の継続的な実施のために、文化財保護のための新しく、しかもキャッチーな概念づけが必要であったことを明らかにしている。
- 11 経済産業省「近代化産業遺産群 33～近代化産業遺産が紡ぎ出す先人達の物語」（2008 年）1 頁。
- 12 森嶋俊行「近代化産業遺産の保存と活用に関する政策的対応の比較」E-journal GEO 9 巻 2 号（2014 年）113 頁。
- 13 経済産業省・前掲（注 11）2 頁。
- 14 森嶋・前掲（注 12）110 頁。

- 15 森嶋・前掲（注 12）114 頁。また、活用を目した事業である以上、ある程度の規模の産業集積が選定に当たっての事実上の前提となり、近代化遺産と比較した場合に産業別及び地域別区分が大きく偏っていたことも指摘される。
- 16 このストーリーとしての価値展開は、後の「九州・山口の近代化産業遺産群」のユネスコ世界文化遺産への登録推薦にあたっての基本的な枠組みとなった。この点に関する欧州における取り組みについては上代庸平＝野口健格＝林晃大「欧州における産業遺産の保存と利活用のための制度」武蔵野法学 12 号（2020 年）202 頁以下において紹介と若干の検討を行っている。
- 17 ISC20C の Web サイトに、この会議において採択されたマドリッド文書の紹介と訳文が掲載されているが、現在、2014 年 11 月の第 2 版が公開されている。山名善之「ICOMOS 二十世紀委員会からの報告—マドリッド・ドキュメントについて」（日本語文書は大西伸一郎訳、2014 年、<http://www.icomos-isc20c.org/pdf/madriddocumentjapanesetranslation.pdf>・最終閲覧 2022 年 3 月 6 日）
- 18 大西訳・前掲（注 17）3 頁。
- 19 マドリッド文書には、「20 世紀の遺産の保存の責務は、…それより以前の時代の遺産を保存してゆくことに対する責務と同等である」との記載が見られる。大西訳・前掲（注 17）1 頁。
- 20 文書の全文は ISC20C の Web サイトにて公開されている（<http://www.icomos-isc20c.org/pdf/madrid-new-delhi-document-2017.pdf>・最終閲覧 2022 年 3 月 6 日）。
- 21 日本イコモス国内委員会「日本の 20 世紀遺産 20 選」（2017 年、https://icomosjapan.org/static/homepage/document/ISC_20C_20th%20Century%20Heritage.pdf・最終閲覧 2022 年 3 月 6 日）参照。
- 22 ISC20C の指定よりも 1 件多いが、これは「⑩広島平和記念資料館及び平和記念公園」が、原爆ドームのエクステンションとして選定されているところ、原爆ドームは既に 1996 年に世界文化遺産に登録済であるためである。

- 23 例えば竹中工務店株式会社が京都府大山崎町に所有する聴竹居（旧藤井厚二自邸、1928 年建築）は建築史的価値が高く評価されていた建造物であり、京都府教育委員会による近代化遺産総合調査報告書（2000 年）にも掲載されていた。一般への公開は最低限とし、周囲の山林の開発も制限するなど所有者と地元地方公共団体による保存のための努力が続けられ、2017（平成 29）年に国指定重要文化財となった。
- 24 ドイツでは、各州に文化高権が認められていることから文化財行政は全て州の権限であり、また地域における文化財の保存は各州憲法における「地域における事務」と見なされることから、第一次的には自治体（市町村）が州の文化財法制的枠内でその事務を処理し、州は広範囲に存在する文化財の保護や広域的な調整、技術上の支援など、補完的な役割を担う。ただし、文化財の災害からの保護や州文化財の指定など州全体の文化財行政に関する事項については、州の最高官庁（文化行政に責任を負う州省庁）の委託の下、ラントクライスや郡格市（ラントクライスに属しない市）の文化行政関係部署が州の下級官庁として処理することになっている。Vgl. Dieter J. Martin/Michael Krautzberger(Hrsg.) Handbuch Denkmalschutz und Denkmalpflege. 4.Aufl. 2017. Rnr. G 7-13.
- 25 Walter Ollenik/Jörg A. E. Heimeshoff, Denkmalschutz und Denkmalpflege in der kommunalen Praxis. 2005. S.211f.
- 26 Vgl. Martin/Krautzberger, a.a.O. (Anm. 24) Rnr. I 620.ドイツにおいては、広大な炭田地帯やそこに建設された膨大な鉱工業施設について、「転用か、さもなくば撤去か」が問題となり、州や地元自治体が転用に向けた積極的な動きをとった例がある。上代＝野口＝林・前掲（注 16）173-172 頁。
- 27 Martin/Krautzberger, a.a.O.(Anm. 24) Rnr. D 14-19.
- 28 所有者や自治体にとって、ある産業遺産についていかなる保存措置を採りうるのか（あるいは要求しうるのか）といった合理性の程度に関する問題は、ドイツでは文化財保護政策における要求可能性（Zumutbarkeit）に関連して論じられてきた。vgl. Martin/Krautzberger, a.a.O. (Anm. 24) F 1-4.
- 29 この要請は、所有者や管理者は勿論のこと、周囲の開発を行う第三者の

開発行為についても問題とされ、その調整が論じられてきた。vgl. Martin/Krauzberger, a.a.O. (Anm. 24) D 17-28.

- 30 石炭と鉄鋼産業が斜陽を迎えたことで多くの失業者と放棄施設を抱えていたために「ドイツの錆付き地帯 (Rust Belt)」とも呼ばれるようになったデュイスブルクでは、大気や水質の汚染を発生させた鉄鋼工場に対するイメージが当初は非常に悪かったとされるが、その後、IBA 国際展覧会や製鉄所跡の「デュイスブルク北景観公園 (Landschaftspark Duisburg-Nord)」の整備事業等を通じた環境技術の展開が功を奏し、イメージ転回に成功している。上代=野口=林・前掲 (注 16) 168 頁。Vgl. Martin/Krauzberger, a.a.O. (Anm. 24) I 620.
- 31 ツォルフェアアイン炭砒をはじめとする同州の炭砒関連の産業遺産については、産業遺産の再構築の成功例として評価が高い。Vgl. James Douet(Hrsg.) Industrial Heritage Re-tooled. 2012. S.202-204.
- 32 現在、ツォルフェアアイン炭砒産業遺産群の施設の管理運営は州の認可を受けた社団法人によってなされており、その社団法人が運営する歴史工房 (Gesichtswerkstatt) において鉱山に関連する歴史資料の編纂作業が進められている。その成果は併設されている博物館の展示に供されるほか、産業アーカイブとしても公開されており、より深く産業史を知る必要がある場合には一次資料やその他の資料の閲覧を行うことができる。
- 33 Martin/Krauzberger, a.a.O. (Anm. 24) I 621.
- 34 Martin/Krauzberger, a.a.O. (Anm. 24) I 622.
- 35 住友グループ広報委員会 Web サイト「別子銅山——近代化産業遺産」(<https://www.sumitomo.gr.jp/history/besshidouzan/>・最終閲覧 2022 年 3 月 6 日) 参照。
- 36 住友グループ広報委員会・前掲 (注 35)。
- 37 住友金属鉱山株式会社編『住友金属鉱山二十年史』(1970 年、住友金属鉱山) 巻末附表「別子銅山開山以来の産出量」による。なお、現在流通している輸入銅鉱石の銅品位は低下傾向が見られており、例えば 2020 年の世界の銅鉱床における銅品位の平均予測値は 0.65 パーセントである (独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構「銅ビジネスの変遷—2000 年以

降—」〔2018 年〕26 頁による）。

- 38 新居浜市企画部別子銅山文化遺産課「別子銅山の近代化を支えた端出場水力発電所調査報告書」（2013 年）4 頁。
- 39 新居浜市編『未来への鉱脈—別子銅山と近代化遺産—（第 6 版）』（2018 年、新居浜市）44 頁。
- 40 新居浜市編・前掲（注 39）48 頁。
- 41 住友グループ広報委員会 Web サイト「住友『歴史探訪』新居浜編その 1」（https://www.sumitomo.gr.jp/history/history_tour/niihama_01/・最終閲覧 2022 年 3 月 6 日）参照。
- 42 1691 年の開坑から 1973 年の閉山までの産銅量はおおよそ 70 万トンである。なお、1 位は足尾銅山（栃木県）であり、その産銅量はおおよそ 82 万トンである。数値は独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構「銅ビジネスの歴史」（2006 年）68-69 頁による。
- 43 新居浜市編・前掲（注 39）34 頁。なお、同館は法的には博物館法による登録博物館又は博物館相当施設ではなく、企業が設置する博物館類似施設である。
- 44 住友史料館においては近世以前の史料及び住友本社部門における近代史料が公開に供されており、別子銅山記念館では別子鉱山において作成された資料が収蔵されているが、現地調査時に記念館の展示を観覧したところでは、いずれの史資料も併せて展示されており、また、住友史料館では近年において別子鉱山・鉱業所日誌や別子鉱山・鉱業所簿冊の公開を行うようになっていることから、両館は相互に協力して別子銅山に関わる産業史資料の収集保存を行っているものと考えられる。住友史料館における収蔵資料については同館 Web サイトに公開目録がある（https://www.shiryokan.jp/about/historical_records.html・2022 年 3 月 6 日最終閲覧）。
- 45 住友化学株式会社愛媛工場歴史資料館パンフレットによれば、同資料館の建物は、1958（昭和 34）年まで銀行として使用され、その後は住友化学及び同社の関連会社の施設として用いられていた。同資料館の建物は、2001（平成 13）年に国登録有形文化財に登録されている。現在も住友化

学が所有しており、同社愛媛工場の敷地内に所在する。

- 46 別子銅山においては、明治中期以降、採掘のための木材採取や公害のために山林が荒れていたことから、住友の第二代総理事であった伊庭貞剛の構想に基づいて継続的に植林を実施していた。これが住友による林業の興りでもあり、現在の住友林業は別子鉱業所の林業課をその由来としている。住友グループ広報委員会 Web サイト「住友『歴史探訪』新居浜編その 3」(https://www.sumitomo.gr.jp/history/history_tour/niihama_03/・2022 年 3 月 6 日最終閲覧) 参照。
- 47 四阪島は行政区画としては今治市に属しているが、社用の定期船は現在も新居浜港を発着しており、新居浜の別子銅山関連施設として紹介されることが多い。新居浜市別子銅山文化遺産課編「四国新居浜別子銅山案内マップ」(第 8 版、2021 年)、新居浜市編・前掲(注 39) 52 頁など。
- 48 この大煙突は島の頂上煙突として建設されたもので、2 代目であった。製錬所から排出される煤煙を地上より遠くに逃がすため、鉄筋コンクリート製・高さ 71.5 メートル、直径 8 メートルに及ぶ巨大なものであった。吉村久美子「別子銅山産業遺産の残存状況について～四阪島～」愛媛県総合科学博物館研究報告 7 号(2002 年) 28 頁以下。
- 49 なお、解体後の 2014(平成 26)年に、四阪島大煙突の記念碑が新居浜市内の別子銅山記念館前庭に建立されている。
- 50 吉村・前掲(注 48) 63-64 頁。
- 51 耐震強度等に関する建築基準法の要求性能に適合させるため、移築に当たっては新規部材が取り入れられているものの、内部部材は 95%が移設復元されており、極めて忠実な再現がなされている。住友グループ広報委員会 Web サイト「日暮別邸記念館」(<https://www.sumitomo.gr.jp/history/related/higurashibettei-museum/>・最終閲覧 2022 年 3 月 6 日) 参照。
- 52 法的には、別子銅山記念館と同じく、企業が設置する博物館類似施設である。
- 53 「製錬所の巨大機械 愛媛県総合科学博物館の屋外に」朝日新聞・2020 年 9 月 29 日朝刊〔地域版〕では、大正年間から戦後まで四阪島で使用さ

れていた GF（グレート・フォールス）型転炉と、鉱滓を運んでいたカラミ電車の展示が紹介されている。

- 54 新居浜市「新居浜市市勢要覧 2012」（平成 24 年）165 頁。
- 55 新居浜市・前掲（注 54）165 頁。
- 56 「新居浜市、銅山跡に観光拠点」日本経済新聞 1989 年 8 月 30 日付朝刊・地域経済面（33 頁）。
- 57 「第 3 セクターレジャー施設、苦戦する自治体主導——マイントピア別子」日本経済新聞 1993 年 9 月 20 日付朝刊・27 頁によれば、市の負担分は橋、鉄道の軌道、傾斜地の土止めなど投資金額は大きいのに対して直接収益には関わらない部分であったという。これは、別子銅山跡地に所在する産業遺産の所有権が住友金属鉱山に属していたためであり、文化財でない建築物や構造物については所有者がその整備や造作に関する責任を負うのが原則であることからすれば、やむを得ないところと思われる。なお、上掲記事ではオープン当時の開発整備費用は 48 億円、うち市の負担分は 34 億円超と報道されているが、ここでは調査において市よりご提供いただいた情報による数字を示している。
- 58 「問われる開発 鉱山跡地を観光地に」読売新聞 1992 年 8 月 18 日付大阪夕刊・6 頁では、700 億円の事業費を投じて香川県綾歌町（現在の丸亀市）にオープンしたレオマワールドとの比較を念頭に、「跡地に大規模なレジャー施設を誘致するつもりは、全くなかった。単なるレジャーランドにするのならば、住友グループも跡地活用に同意してくれなかったでしょう」との市のコメントが掲載されている。企業発祥の地として別子銅山を重視し、また林業や発電事業もなお行われていた状況の下における住友グループの意向と、別子銅山を街の誇りとする市の開発にむけた意図がうまくかみ合っていたことが窺われる。
- 59 既存の観光資源とのネットワーク形成は、ストーリー性に依拠して価値の理解がなされる産業遺産の特性からして、その利活用にとって重要であると考えられる。矢作・前掲（注 9）196-197 頁は、マイントピア別子が、鉱山ツアーと西条市のアサヒビール園・今治市のタオル美術館をセットにして巡る「四国産業施設ツアー」を企画考案していたことを、ネットワー

ク形成の例として挙げている。なお、本稿のもととなった新居浜市役所の訪問調査（2021年11月17日実施）において、「東洋のマチュピチュ」の由来を尋ねたものの、考案者や由来は不明のままであった。東平地区の開業当初、旅行会社によって「東洋のマチュピチュを見に行こう」と銘打たれたツアーが脚光を浴びたことがあり、それがこの異名の由来となっているのではないかとの説が有力のようである。「マイントピア別子（愛媛県新居浜市）——鉱山跡の威容、自然と共存」日経 MJ2021年9月27日付・9頁もこの見解に依拠している。

- 60 鉱山観光列車は、観光坑道側には明治時代の蒸気機関車を模した先頭車両が連結されているが、端出場記念館側は近代的な電気機関車に似せた先頭車両となっており、隧道と鉄橋の歴史を感じさせる演出がなされている。
- 61 観光坑道は、実際の銅山の坑道ではなく、地下に設けられた爆薬庫の跡を整備したものである。
- 62 前掲（注59）・日経 MJ2021年9月27日付・9頁。
- 63 新居浜市企画部別子銅山文化遺産課「登録有形文化財（建造物）旧端出場水力発電所保存活用計画」（2017年）14頁。
- 64 新居浜市企画部別子銅山文化遺産課・前掲（注63）16頁。
- 65 新居浜市企画部別子銅山文化遺産課・前掲（注63）19頁。なお、敷地は住友林業の所有地であるため、借地となっている。
- 66 新居浜市企画部別子銅山文化遺産課・前掲（注63）100頁。
- 67 新居浜市企画部別子銅山文化遺産課・前掲（注63）107頁以下。
- 68 市では、旧端出場水力発電所の産業遺産としての価値の周知活動の一環として、補強工事以前の建物内外の映像や水力発電システムの概要、古写真などを構成したビデオを作成し、公開している。新居浜市 Web サイト「旧端出場水力発電所～東洋一・世界の技術を探る～」（<https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/dozan/hatudennsyoeizou.html>）・最終閲覧 2022年3月6日）参照。
- 69 博物館法上は同法29条に定める博物館相当施設である。
- 70 国指定名勝旧広瀬氏庭園の保存活用計画の策定に向けた検討委員会も、これらの検討委員会と同時に活動しており、これらの検討委員会はいずれ

も構成委員の顔ぶれは共通している。

- 71 「新居浜市都市計画マスタープラン」(2021〔令和 3〕年 3 月策定) 99 頁。
- 72 新居浜市編・前掲(注 39) 49 頁。
- 73 新居浜市企画部別子銅山文化遺産課「住友山田社宅保存活用計画」(2019 年) 24 頁及び 29-30 頁。住友共同電力(共電)幹部社宅及び共電監査役社宅は近隣に存在しており、いずれも 2010(平成 22)年の寄贈により市の所有となっている。その経緯と概要については新居浜市 Web サイト「山田社宅 2 棟の寄贈について(平成 22 年)」(<https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/dozan/yamadakizou.html>・最終閲覧 2022 年 3 月 6 日)参照。現地調査を行った 2021 年 11 月現在においては、共電幹部社宅及び同監査役社宅のいずれも内部未整備のため、外観のみの公開がなされているに留まっていたが、今後、6 棟一体としての保存及び利活用が期待される。
- 74 新居浜市企画部別子銅山文化遺産課・前掲(注 73) 59-61 頁。
- 75 新居浜市企画部別子銅山文化遺産課・前掲(注 73) 58 頁。
- 76 2022 年 2 月～3 月にかけては毎週水曜日と土曜日に公開がなされている。新居浜市 Web サイト「住友山田社宅 2 棟を限定公開しています」(<https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/dozan/sumitomoyamadashatakunitouwogenteikoukaisiteimasu.html>・最終閲覧 2022 年 3 月 6 日)参照。
- 77 2019(平成 31)年に市に寄贈された 4 棟に、共電幹部社宅及び共電監査役社宅を加えた 6 棟が登録された。なお、別子鉱業所長社宅については主屋・応接棟・茶室から成るため、登録の件数は 8 件である。市政だより「にいはま」2020 年 5 月号 4 頁以下。
- 78 新居浜市企画部別子銅山文化遺産課・前掲(注 73) 122 頁以下。
- 79 「第六次新居浜市長期総合計画」(2021〔令和 3〕年 3 月策定) 42 頁、及び前掲(注 71) 109 頁。
- 80 「産業遺産は今 挑戦続ける『草分け』」日本経済新聞 2005 年 9 月 5 日付夕刊・16 頁。
- 81 「別子銅山近代化産業遺産を活かしたまちづくり総合整備計画」(2012

年3月策定) 46 頁。

- 82 例えばストーリーに基づくヘリテージツーリズムのコースを想定した取組みの一つである欧州産業遺産の道 (ERIH) の場合には、ルートの流れを決定付けるような、鮮烈で明確な印象を与える物件を主要アンカーポイントとしていることが多い。世界文化遺産となったツォルフェアアイン炭鉱やドゥイスブルク北景観公園の高炉などは、その例であろう。ERIH におけるルートやアンカーポイントの意味については、同団体 Web サイト (<https://www.erih.net/about-erih/route-system>・最終閲覧 2022 年 3 月 6 日) を参照。
- 83 諸外国では複数言語に対応したデジタルガイドの例は多数存在するが、我が国の産業遺産に関しても「明治日本の産業革命遺産ガイドアプリパスポート」の実例がある。デジタルガイドとしての機能だけでなく、クイズやクエストなどの簡易的なゲーム機能や、構成資産の現地で閲覧可能な AR コンテンツの提供や訪問ポイントの蓄積などのプロモーション機能も備える。明治日本の産業革命遺産 Web サイト (<http://www.japansmeijiindustrialrevolution.com/appli/>・最終閲覧 2022 年 3 月 6 日) 参照。
- 84 前掲 (注 71) 110 頁以下。
- 85 マイントピア別子は、2021 年 11 月 13 日から 2022 年 2 月 27 日にかけて、週末を中心に「工都の歴史を巡ろう 新居浜ぐるりバスツアー」を企画している。現地調査 (2021 年 11 月 17 日) の時点では開始して間もなかったが、やはり一定の需要があり、集客は順調であるとのことであった。
- 86 文化庁「建物を地域と文化に一登録有形文化財建造物制度の御案内」(2020 年) 4 頁。
- 87 文化財保護法により登録文化財について文化庁長官への届出が要求される「現状変更」(文化財保護法 64 条) とは、移築の場合や、望見できる範囲の 4 分の 1 を超えて外観を変更する場合などをいうものとされ、ある程度大規模な造作が加えられる場合に限定されている。
- 88 文化庁・前掲 (注 86) 5 頁によれば、設計・監理事業と公開活用事業については、国の事業である登録有形文化財建造物修理等事業の枠内で、そ

の費用の一部が補助される。

- 89 前掲・(注 80) 日本経済新聞記事は、「産業遺産の保存、活用には、文化庁の登録有形文化財制度も一役買っている」として新居浜市における産業遺産の地域資源の活用に同制度が活用されていることを紹介しており、また「『この建造物は貴重な国民的財産です』と書かれた金属プレートが交付され……観光資源としてのほくも付く」意味もあることを指摘している。
- 90 文化庁「平成 30 年度文化財補助金一覧 第 3 回 (6 月 1 日付)」。登録有形文化財建造物保存修理 (公開活用) が補助対象事業となっており、平成 30 年度における交付額は 1,413 万 8,000 円である。なお、翌年度以降の額は各年度の「文化財補助金一覧 第 1 回 (4 月 1 日付)」によれば令和元年度 8,526 万 5,000 円、令和 2 年度 1 億 8,519 万 7,000 円、令和 3 年度 1 億 4,449 万 1,000 円、令和 4 年度 4,638 万 7,000 円であり、修理工事の竣工予定年度である令和 4 年度まで交付されることになっている。
- 91 重要文化的景観選定基準には「鉱山・採石場・工場群などの採掘・製造に関する景観地」という項目が存在している。鉱業に関する産業遺産のカテゴリーに含まれるもので重要文化的景観としての指定を受けている例としては、「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観」(新潟県佐渡市、2015〔平成 27〕年指定)や「生野鉱山及び鉱山町の文化的景観」(兵庫県朝来市、2014〔平成 26〕年指定)などがある。